

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



令和6年2月

宮崎県 串間市

目次

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進 による農山漁村の活性化に関する方針	1
2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	2
3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	2
4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ 総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項	3
5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展 に資する取組に関する事項	3
6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気 の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	3
(1) 自然環境の保全との調和	
(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和	
7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進 による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	4
(1) 目標	
(2) 目標の達成状況についての評価	
8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可 能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	4
9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項	4
10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進 に関する事項	4
(1) ホームページ等による周知	
(2) 設備整備計画の認定	
(3) 区域外の関係者との連携	

串間市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

平成 29 年 2 月 27 日 策定

平成 29 年 9 月 12 日 改定

令和 6 年 2 月 15 日 改定

宮崎県 串間市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

串間市は、九州の南東端、宮崎県の最南部で県都宮崎市の南南西約 70 km の場所に位置し、東は日向灘、南は志布志湾に臨み、北西は都城市・日南市及び鹿児島県志布志市に接している。

市の中北西部のほとんどは豊かな丘陵地帯となっており、東部から南部に続く延長 77 km の海岸線は、日南海岸国定公園に属し、南国らしい風景が訪れる人々を魅了する。

市内には、二つの山脈が走り、龍口山、笠祇山等を主峰とするその北部一帯は、うっそうとした山林に包まれ、森林資源の宝庫となっている。これらの連山に源を発する河川は、市内の中央を貫流する福島川をはじめ、善田川、本城川、市木川などの河川に分かれ、その流域は肥沃で豊富な農産物を産出している。

また、夏から秋にかけては台風の影響を受けることがあり、多雨でもあるが、日照時間も長く、黒潮の影響により年平均気温は 18.2 度と県内観測地点で 2 番目に高く、年間を通して温暖で、海岸部には無霜地帯もあり亜熱帯植物が自生している。そして、面積は 295.17 km² で、県の総面積の 3.8% を占めている。

本市の農業は、沿海水田地帯と中間畑地帯に大別され、沿海水田地帯においては、早期水稲を基幹に露地野菜、施設園芸、果樹などの複合経営が行われている。中間畑地帯においては、食用甘藷を中心に、果樹、肉用牛等の複合経営及び茶、酪農の専業経営が行われ、米生産に頼らない農業経営が確立されており、今日まで本市の米の生産数量目標の達成に貢献してきている。

このような状況において本市の農業を取り巻く環境は、近年の急速な少子・高齢化の進行に伴い、農業従事者の高齢化や担い手、農業後継者の減少などにより、農地において耕作放棄地や耕作不利地の遊休化が進んでいる。

林業においては、従事者の減少や高齢化などに伴い、生産活動が停滞し、林業を取り巻く情勢は厳しい状況であり、森林機能の相対的な低下が懸念されている。

さらに、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少と魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など厳しさを増している。

他方、本市は風況条件や日射量、本市の 75% を占める森林面積からの森林資源、さらには、河川や農業用水路など再生可能エネルギーの潜在可能量が多く存在している。

本市では、「第六次申間市長期総合計画後期基本計画」に「豊かな自然と共存し みんなで創り育てる 多様性と持続性のまち くしま」を基本目標に掲げ、地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、持続可能な社会システムの形成に向けた、総合的な環境施策の展開を極めて重要な課題とし、地域特性を活かした再生可能エネルギーのさらなる導入を推進し、豊かな自然と調和したクリーンエネルギーの積極的な活用を図ることとしている。

本市は、令和2年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素実質 排出量ゼロを実現する環境未来都市を目指しており、令和4年11月には「世界気候エネルギー首長誓約」に署名を行い世界規模での問題解決にも注視している。

また、木質バイオマス発電や風力発電などの再生可能エネルギーによる環境負荷の少ない持続可能な循環型社会・ゼロエミッション社会の形成、これら市の特性である自然を生かしたエネルギー政策により、教育、観光などの分野と連携した好循環を生む取組を推進します。また、これらの情報の発信により、豊かな自然環境を守り育て、人々の定住促進に向け、環境を総合的にとらえた施策を市民・事業者と一体となって推進し、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めることとしている。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地 区	区域の所在	地目※		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		
A	別紙参照	—	—	計 6,521.19	風力発電設備の整備
B	別紙参照	—	—	計 4,411.82	A の附属設備の整備
C	別紙参照	—	—	計 3,293.11	木質バイオマス発電設備
D	別紙参照	雑種地	雑種地	計 3,450.00	木質バイオマス発電設備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地 区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	風力発電	64,800 kW	2,850 kW×23 基
B	風力発電の送電設備他	—	A 地区に設置の風力発電の附属設備
C	木質バイオマス発電	1,940 kW	181.5kW×10 基、125kW×1 基
D	木質バイオマス発電	3,000 kW	9 段落衝動減速付抽気復水タービン：3,000 kW

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし
B	該当なし	該当なし
C	該当なし	該当なし
D	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みの内容	備考
A、B	発電事業者が地域還元の一つとして売電収益の一部を支出し、農林漁業の健全な発展に資する取り組みのために充てる。	
C	発電事業者が、燃料となる木質ペレットに地域に賦存する未利用材等を使用することで、林業事業者および山林所有者の所得向上に努め、売電設備を設置する地域のコミュニティなどへ貢献する。	地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。
D	発電事業者が地域還元の一つとして、林業事業者および山林所有者の所得向上に努め、売電設備を設置する地域のコミュニティなどへ貢献する。	地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調査

<p>地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。</p>
--

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、設備の規模等により、設備等の立地場所の周辺環境について、環境影響評価法等の基準等に準じ、可能な限り配慮する。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

既存の風力発電 64,800kw、木質バイオマス発電 1,940 kw に加え、さらに 3,000kw の木質バイオマス発電の導入を目指す。

(2) 目標達成状況についての評価

上記(1)の目標達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況を調査し、確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止または終了時には、再生可能エネルギー発電設備を発電事業者の負担と責任において撤去し、原状回復を行うことを基本とする。ただし、原状回復が困難な場合は、地権者と発電事業者において協議を行い、合意の下でその処理を行うこととする。

設備整備計画の審査を行う際は、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償等について地権者と発電事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 区域外の関係者との連携

串間市、再生可能エネルギー発電事業者、再生可能エネルギー発電設備の整備事業者、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等の関係者は、串間市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。